広川町
こどもの居場所づくり支援事業
補助金申請の手引き

令和８年４月

広川町

子ども課こどもまんなか係

目次

【１】 補助金の概要
１．目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
２．補助の対象となる団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
３．補助の対象となる事業（活動要件）・・・・・・・・・・・・P.3
４．補助メニュー及び補助限度額・・・・・・・・・・・・・・・P.4
５．補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

【２】 補助金の申請方法及び審査
１．申請受付期間及び事業対象期間・・・・・・・・・・・・・・P.6
２．提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
３．審査基準と決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

【３】 交付手続等・留意事項
１．申請から交付決定、実績報告までの流れ・・・・・・・・・P.7
２．留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

【４】 書類の記入方法
４-１．交付申請書（様式第１号）・・・・・・・・・・・・・・P.9
４-２．事業計画書（様式第２号）・・・・・・・・・・・・・・P.10
４-３．収支予算書（様式第３号）・・・・・・・・・・・・・・P.13
４-４．実績報告書（様式第４号）・・・・・・・・・・・・・・P.14
４-５．実施状況報告書（様式第５号）・・・・・・・・・・・・P.15
４-６．収支決算書（様式第６号）・・・・・・・・・・・・・・P.16
４-７．追加支援記録簿（参考様式）・・・・・・・・・・・・・P.17

【５】 Ｑ＆Ａ（よくある質問）・・・・・・・・・・・・・・・・P.18
Ｑ１．団体を設立したばかりですが、申請は可能ですか。
Ｑ２．こども食堂を実施する際、参加者から利用料（参加費）をもらってもよいですか。
Ｑ３．事業費が補助限度額を超えてしまう場合でも申請できますか。
Ｑ４．参加費や寄付金などの収入がある場合、補助金額はどう計算されますか。

【１】 補助金の概要

１．目的

この補助金は、町内でこども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、こどもが地域で安心して過ごせる居場所を確保し、居場所づくり活動を推進することを目的としています。

２．補助の対象となる団体

補助対象団体は、町内でこどもの居場所を運営するボランティア団体、特定非営利活動法人その他の民間団体であって、次のすべての要件を満たすものとします。

1. 町内に活動拠点を有し、事業を実施できる**２人以上の団体**であり、代表者が定められていること
2. 政治的又は宗教的活動を目的とした団体でないこと
3. 営利又は勧誘を目的とした活動でないこと
4. 広川町暴力団排除条例等に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する団体でないこと
5. 適切な会計処理を行う体制が整っていること

３．補助の対象となる事業（活動要件）

補助対象となる事業は、以下の活動内容のいずれかに該当し、かつ、すべての要件を満たすものとします。

（１）対象となる活動内容

- 年間を通じて定期的にこども等の食事の支援（こども食堂、こども宅食、フードパントリー等）及び生活支援（文房具等の提供）を行う活動
- 長期休暇期間において、居場所の提供と合わせて食事の支援を行う活動
- 多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会、屋外活動等の体験機会、その他の多様な体験及び学習支援を行う活動

（２）必須となる活動要件

1. 町内で実施されるものであること
2. 年間を通じて**年６回以上**を計画的に運営し、**１年以上継続**して事業を実施すること
3. 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の**低廉なもの**に限ること
4. 主な利用者は、町内に居住するこども及びその保護者であること
5. 利用者の安全管理が適切に行われていること
6. こども食堂を行う場合は、衛生管理、食物アレルギーの有無等に十分配慮すること
7. 支援を必要とするこども等を発見した場合は、個人情報保護に配慮しつつ、関係機関と連携し、発見後速やかに（原則７日以内に）町と情報共有を図ること

４．補助メニュー及び補助限度額

補助金には以下の区分があり、組み合わせて申請することが可能です。（1）～（3）の補助金の額は「補助対象経費の実支出額と補助限度額を比較して少ない方の額」または「総事業費から寄付金等の収入額を控除した額」のいずれか少ない方の額となります（1,000 円未満切り捨て）。

補助区分	補助内容・対象要件	補助限度額等
（1）開設補助金	【新規開設】を行う団体に限る	上限 ２０万円（１回限り）
（2）拡充補助金	開設から５年以上経過し、かつ過去５年以内に本補助金（開設・拡充）の交付を受けていない既存団体に限る	上限 １０万円
（3）運営補助金	新規・既存を問わず、年間を通じて年６回以上を計画的に実施すること	月額 １万円（上限）
（4）追加支援加算	運営補助金の対象団体のうち、 ①学習支援の併設 ②体験機会の提供 ③長期休暇中に平均週３回以上の活動 のいずれかを実施する場合	月額 ５千円

５．補助対象経費

事業の実施に直接要する経費が対象となります。
実績報告の際に領収書の提出が必要となりますので、月ごとに整理しておきましょう。
なお、他の補助金を受けている経費は対象外です。

■補助対象経費一覧

補助対象経費	開設	拡充	運営	詳細
消耗品費	○	○	○	食器、調理器具、テイクアウト用容器、洗剤、ごみ袋、消毒液、書籍、教材、レクリエーション用品、事務用品等
印刷製本費※	○	○	○	広報用チラシ、ポスター作成、印刷等
修繕費	○	○		事業の実施に必要な修繕・改修費
備品購入費※	○	○		食事等の提供に係る冷蔵庫、炊飯器等の家電、家具、学習支援用長机等
人件費			○	ボランティアや外部講師の謝金等人件費、交通費、研修費（食品衛生責任者養成講習会受講料など）
食材費			○	こどもに提供する食材の材料費、おやつ代等
光熱水費			○	活動場所の電気・ガス・水道代等
通信運搬費			○	郵送料
保険料			○	ボランティア保険料、イベント保険料等
使用料及び賃借料			○	会場使用料、その他事業に使用する賃借料

※備品とは、物品の性質、形状を変えることなく、比較的長期の使用に耐えるもの
※申請の際には、備品購入や修繕・改修費については、見積書の提出が必要です。
※実績報告の際に、作成したチラシ・印刷物の成果物の提出が必要

〈補助金の額の例〉

９月に事業を開始。９～２月に月１回こども食堂を実施し、12 月と１月に学習支援を実施した場合

	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
開設補助金	２０万円							２０万円
運営補助金	１万円	１万円	１万円	１万円	１万円	１万円	－	６万円
追加支援加算	－	－	－	５千円	５千円	－	－	１万円
合　計								２７万円

※ただし、対象経費の合計が補助上限額より少ない場合は少ない額となります。

【２】 補助金の申請方法及び審査

１．申請受付期間及び事業対象期間

新規開設を検討されている団体は、事前に子ども課こどもまんなか係へご相談ください。
※申請受付期間の終了後も、随時ご相談ください。

一次募集期間（申請受付期間）： 令和８年７月２日（木）～ ７月２４日（金）まで

補助対象期間： 現年４月１日～翌年３月３１日

※年度ごとに申請が必要です。

２．提出書類

以下の書類を揃えて、子ども課こどもまんなか係へ提出してください。

1. 補助金交付申請書（様式第１号）
2. 事業計画書（様式第２号）
3. 収支予算書（様式第３号）
4. 構成員名簿
5. 団体の規約、会則又はこれらに類する書類
6. （拡充補助金のみ）開設から５年以上が経過していることが確認できる書類

３．審査基準と決定

提出された書類をもとに、町が以下の基準で審査を行い、交付の可否を決定します。
なお、本補助金は、予算の範囲内で交付を行うため、多くの団体からご応募をいただいた場合は、すべての団体に対してご希望どおりの交付（または満額の交付）ができない場合があります。審査により採択団体を決定、あるいは予算枠内での調整（減額等）を行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。

審査の視点	評価内容
実現性・継続性	活動計画や予算に無理がなく、年間を通じて継続的・安定的に実施できる体制があるか。
地域のニーズ	活動場所や対象者の設定が、広川町内のこどもや保護者の支援に繋がっているか。
安全・衛生	食事提供の衛生管理、アレルギーへの配慮、保険加入など、安全確保の配慮が十分か。
会計の適正性	経費の使い道が適切であり、算出根拠や内訳が明確に示されているか。

【３】 交付手続等・留意事項

１．申請から交付決定、実績報告までの流れ

申請から補助金の支払いまでの流れは、次のとおりです。必要な申請書類等の記載方法については、「【４】書類の記入方法 」に掲載しています。

	申請団体	町（子ども課）
周知・募集		周知・募集
申請 ※受付期間内に提出	①申請 ・交付申請書（様式第１号） ・事業計画書（様式第２号） ・収支予算書（様式第３号） ・構成員名簿 ・団体の規約、会則等	②受付・審査
交付決定		③交付決定 ・交付決定通知（規則様式第２号）
（概算払）	※概算払請求書（規則様式第７号）	※概算払
事業実施	④事業の実施	
実績報告 ※事業完了日から 20 日以内、又は事業完了年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出	⑤事業実績報告 ・実績報告書（様式第４号） ・実施状況報告書（様式第５号） ・収支決算書（様式第６号） ・経費を支払った領収書等 ・活動の状況が分かる写真等 ・追加支援記録簿（参考様式）	⑥審査
交付額確定・支払		⑦交付額確定 ・交付額確定通知（規則様式第６号） ⑧支払

※補助金の支払は、実績報告書の提出を受け、審査・額の確定を行った後に「精算払（後払い）」で交付します。ただし、事業の性質上あらかじめ資金が必要であると町長が認める場合は、「概算払（前払い）」により事前の交付が可能です。

２．留意事項

■食事の提供を伴う事業（こども食堂等）を実施する場合

参加者の安全を守るため、衛生管理やアレルギー対策に万全を期してください。

なお、実施する頻度や調理・提供の方法によっては、食品衛生法に基づく保健所の許可や届出、食品衛生責任者等の資格が必要となる場合があります。

トラブルを未然に防ぎ、安心して活動を続けていただくためにも、事業開始前に一度、管轄の保健所へ活動内容を伝え、必要な手続きや衛生管理についてご相談ください。

■書類の保管について

補助事業に係る経費の収入および支出を明らかにした書類や帳簿等を整備してください。また、5年間の保存をお願いします。

（例）当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保存します。

令和8年4月1日～令和9年3月31日に事業を実施した場合

当該補助事業の完了の期日…令和9年3月31日（令和8年度）
翌年度の初日 … 令和9年 4 月 1 日（令和9年度）
保存期限 … 令和14年3月31日まで（令和13年度まで）

■町との情報共有について

支援が必要と思われるこども及びその保護者を把握した場合は，必要に応じ，子ども課などの関係機関に連絡をするなどの対応をしてください。

■個人情報の漏洩禁止

活動で知り得た個人情報は，当該活動以外の目的に使用したり、第三者に漏らさないでください。ただし、関係機関等に情報提供が必要と認められる場合は、この限りではありません。

また、活動中に撮影した写真や動画についても、こども及び保護者の承諾なく、印刷物やインターネット、SNS などに使用しないでください。

■補助金交付決定後の変更

社会情勢の変化又は不可抗力等の理由などにより、やむを得ず当初の事業計画から大きく変更が生じる場合や、取り組みが実施できなくなった場合は、お早めに子ども課こどもまんなか係までご相談ください。

【４】 書類の記入方法

４－１.交付申請書（様式第１号）

様式第１号（第８条関係）　**記入例**

令和８年度広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書

令和●年●月●日

広川町長　様

申請者　住　所　広川町大字●●●番地●
団体名　NPO法人 ひろかわこども食堂(例)
代表者の役職・氏名　代表　●●　●●
連絡先　℡　090-1234-5678

令和８年度広川町こどもの居場所づくり支援事業について補助金の交付を受けたいので広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	ひろかわこども食堂（例）	
補助金申請額	270,000　円	
（内訳）	開設補助金	200,000　円
	拡充補助金	－　円
	運営補助金	60,000　円
	追加支援加算	10,000　円

添付書類
１　事業計画書（様式第２号）
２　収支予算書（様式第３号）
３　構成員名簿
４　団体の規約、会則又はこれらに類する書類
５　その他町長が必要と認める書類

４－２．事業計画書（様式第２号）

様式第２号（第８条関係）　**記入例**

令和８年度こどもの居場所づくり支援事業補助金事業計画書

１　運営団体

団体名	NPO法人ひろかわこども食堂（例）
代表者の役職名・氏名	代表　●●　●●
団体住所	広川町大字●●●番地●
団体連絡先	電話：090-1234-5678
	FAX：
	メール：Hirokawa-kodomoshokudou@●●●.com

２　事業概要

事業名称 ※広報物等で使用する名称を記入	ひろかわこども食堂（例）	
※該当する事業に☑	☑こども食堂 ☑学習支援 □交流・体験活動 □生活支援　□長期休暇期間のみ	
開設場所の住所・名称	広川町大字△△〇〇番地〇	
事業開始（予定）日 ※新規事業の場合は予定日を、既存事業の場合は初めて開催した年月を記入すること。 ※拡充補助金の場合は、開設から５年以上経過していることを確認すること。	令和8年9月1日	
開　催　日　時	開催日	第1･3週目　土曜日
	時間帯	午前11:00 ～ 午後2:00
開催頻度（月あたり）	月２回	
１回あたりの利用想定人数	こども：１５人（定員：１５人）	
管轄保健所の届出及び食品衛生責任者	□届出無 ☑届出済　（届出日：令和●年●月●日） （食品衛生責任者：ひろかわ　まちこ） ※こども食堂を実施する場合、記入してください。	
保険加入	☑活動に伴う事故　☑食中毒 □その他（　　）	

3　事業の詳細

(1) 目的・基本的な考え方

一人でご飯を食べている（孤食）こどもたちに、みんなで温かい食卓を囲む楽しさを味わってもらいたくて立ち上げました。また、保護者の方も、地域で安心して過ごせる場所があると思ってもらえると、親子が笑顔で過ごせるような地域になれるのではと思い立ち上げました。
地域のこどもなら誰でも参加できる食堂にします。食事を提供するだけではなく、声をかけ、はなしを聞き、こどもたちが「地域で大切にされている」と安心できるような温かい雰囲気づくりを第一にします。

(2) スタッフの体制

常時●名で対応します。学習支援事業では、大学生のボランティア2名に協力依頼します。

(3) 広報の方法

小学校各校にお願いしチラシを配布の協力を依頼します。
インスタグラム等（SNS）を活用し、周知を図ります。
地域の公民館の掲示板への掲載を依頼します。

(4) 食材等確保の方法

フードバンク（●●●業者）からのお米の提供
調味料等はスーパーで購入
野菜の一部は畑でとれたものを活用

(5) 食事の内容

カレーライスやお弁当
副菜
麦茶

(6) 利用者負担

1回あたり200円を集金

(7) 居場所づくりの内容

こども食堂を開き、スタッフや参加者と食卓を囲み、団らんの場を提供します。
学習支援として宿題のサポート等を通し、安心して過ごす居場所の提供を行います。

(8) 安全管理

・手洗い、アルコール消毒などを徹底し、食中毒への対策を行います。
・アレルギー有無のヒアリングを行い、対応ルールを全スタッフに共有・毎食確認します。
・食事の提供前に検食し、問題ないか確認します。
・危険箇所がないか事前に確認します。
・緊急時の連絡体制、防災体制、防犯対策などをスタッフと共有します。
・参加者の所在の把握を行います。
・個人情報の保護に注意し、SNS等へ写真を掲載する場合は、保護者の承諾を得ることとします。
・ボランティア保険に（食中毒含む）加入します。

(9) 困難を抱えた（抱えていると思われる）こどもへの対応

こどもが発するサイン（SOS）に気づいたり、相談されたら、話を聞きます。否定したり無理に聞き出そうとせず、話してくれたことを受け入れます。内容によっては町や専門機関へ連絡します。

(10)　事業継続のための工夫や将来像

・フードバンクや社会福祉協議会と連携し、寄付食材を確保するルートを開拓する。
・地元の農家さんやスーパーに、規格外野菜などの提供をお願いする。
・運営メンバーを増やし、無理のない活動ができる体制をつくる。
・まずは月1回からスタートし、長期休暇期間には回数を増やせるようなノウハウを得ていく。

4　年間事業計画

開催番号	予定開催日	開催時間 開催場所	活動内容等	利用想定人数		スタッフ人数
1	R8.9.●	11時～14時	こども食堂を開き、カレーを提します。	こども	15	5
		●●公民館		大人	3	
2	R8.10.●	11時～14時	こども食堂を開き、カレーを提します。	こども	15	5
		●●公民館		大人	3	
3	R8.11.●	11時～14時	こども食堂を開き、カレーを提します。	こども	15	5
		●●公民館		大人	3	
4	R8.12.●	11時～14時	こども食堂を開き、お弁当を提します。 学習支援事業を実施します。	こども	15	5
		●●公民館		大人	3	
5	R9.1.●	11時～14時	こども食堂を開き、お弁当を提します。 学習支援事業を実施します。	こども	15	5
		●●公民館		大人	3	
6	R9.2.●	11時～14時	こども食堂を開き、カレーを提します。	こども	15	5
		●●公民館		大人	3	
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
実施回数	合計　6　回			こども計	90	総人数
				大人計	18	計108人

※様式第2号の5　開催場所の状況(写真を貼付)の記入例は省略

４－３．収支予算書（様式第３号）

様式第３号（第８条関係）

令和８年度年度広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金　収支予算書

記入例　団体名 NPO法人　ひろかわこども食堂（例）

１　収入

項目	予算額（円）	内訳（算出根拠）
町補助金（申請額）	270,000	こどもの居場所づくり支援事業補助金
寄附金等	0	
参加費	18,000	200円×15人×6回
自己資金	16,000	
その他	0	
収入合計	304,000	

２　支出

【☑開設　□拡充】

項目	予算額（円）	内訳（算出根拠）
消耗品費	20,000	プラスチック食器、カトラリー、調理器具等
印刷製本費	5,000	チラシ作成代
修繕費	0	
備品購入費	180,000	冷蔵庫400L
その他	0	
合　計	205,000	

【運営】

項目	予算額（円）	内訳（算出根拠）
人件費	6,000	ボランティア謝金、交通費
消耗品費	5,000	プラスチック食器、カトラリー
印刷製本費	3,000	チラシ作成代
食材費	72,000	800円×15人×6回
光熱水費	0	公民館使用料に含まれる
通信運搬費	0	
保険料	7,000	ボランティア保険
使用料及び賃借料	6,000	公民館使用料　1,000円×6回
その他	0	
合　計	99,000	

【追加支援】

項目		実施予定月	内容
○	学習支援	12月、1月	宿題のサポート、プリント解説等
	体験機会の提供		
	長期休暇期間活動（平均週３回）		

※補助金の額は、補助対象経費合計と交付限度額いずれか低い方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとすること。
※収入合計と支出合計を一致させること。
※収入金額と支出合計が一致せず、広川町補助金（申請額）を含む収入合計＞支出合計となる場合、広川町補助金の交付額を減額する場合がある。

４－４.実績報告書（様式第４号）

様式第４号（第10条関係）　記入例

広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書

令和８年●月●日

広川町長　様

申請者　住　所　広川町大字●●●番地●
団体名　NPO法人 ひろかわこども食堂(例)
代表者の役職・氏名　代表　●●　●●
連絡先　TEL　090-1234-5678

令和●年●月●日付●広子こ第●号で交付決定を受けた広川町こどもの居場所づくり支援事業について、次のとおり事業が完了したので、広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業等の名称	ひろかわこども食堂（例）
補助事業等の施行場所	広川町大字△△〇〇番地〇
補助事業実施期間	令和８年●月●日から　令和９年●月●日まで

添付書類

1　実施状況報告書（様式第５号）
2　収支決算書（様式第６号）
3　領収書等実施に要した経費を支払ったことを証明する書類（原本）
4　事業の実施状況が分かる資料（写真等）
5　その他町長が必要と認める書類

４－５.実施状況報告書（様式第５号）

様式第５号（第10条関係）　**記入例**

令和●年度広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金　実施状況報告書

団体名【　ひろかわこども食堂(例)】

開催番号	開催日	開催時間 開催場所	活動内容等	利用人数		スタッフ人数
1	R8.9.●	11時～14時	こども食堂を開き、カレーを提供しました。	こども	15	5
		●●公民館		大人	3	
2	R8.10.●	11時～14時	こども食堂を開き、カレーを提供しました。	こども	13	5
		●●公民館		大人	3	
3	R8.11.●	11時～14時	こども食堂を開き、カレーを提供しました。	こども	14	5
		●●公民館		大人	3	
4	R8.12.●	11時～14時	こども食堂を開き、お弁当を提提供しました。 学習支援事業を実施しました。	こども	15	7
		●●公民館		大人	5	
5	R9.1.●	11時～14時	こども食堂を開き、お弁当を提します。 学習支援事業を実施しました。	こども	15	7
		●●公民館		大人	5	
6	R9.2.●	11時～14時	こども食堂を開き、カレーを提供しました。	こども	10	5
		●●公民館		大人	2	
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
実施回数	合計　6　回			こども計	82	総人数 計103人
				大人計	21	

４－６.収支決算書（様式第６号）

様式第６号（第10条関係）　**記入例**

令和８年度広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金　収支決算書

１　収入

項目	予算額（円）	決算額（円）	内訳（算出根拠）
町補助金	270,000	270,000	こどもの居場所づくり支援事業補助金
寄附金等	0	0	
参加費	18,000	16,400	200円×82人
自己資金	10,000	10,700	
その他収入	0	5,000	
収入合計	298,000	302,100	

※算出された町補助金に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとすること。

２　支出

【☑開設　□拡充】

項目	予算額（円）	決算額（円）	内訳（算出根拠）
消耗品費	20,000	22,000	プラスチック食器、カトラリー、調理器具等
印刷製本費	5,000	4,500	チラシ作成代
修繕費	0	0	
備品購入費	180,000	178,000	冷蔵庫400L
その他	0	0	
合計	205,000	204,500	

【運営】

項目	予算額（円）	決算額（円）	内訳（算出根拠）
人件費	6,000	6,000	ボランティア謝金、交通費
消耗品費	5,000	8,000	プラスチック食器、カトラリー
印刷製本費	3,000	5,000	チラシ作成代
食材費	72,000	65,600	800円×82人
光熱水費	0	0	公民館使用料に含まれる
通信運搬費	0	0	
保険料	7,000	7,000	ボランティア保険
使用料及び賃借料	6,000	6,000	公民館使用料　1,000円×6回
その他	0	0	
合　計	99,000	97,600	

【追加支援】※実施した内容が分かる資料を添付

	項目	実施予定月	実施日	内容
○	学習支援	12月、1月	12/12、1/7	宿題のサポート、プリント解説
	体験機会の提供			
	長期休暇期間活動（平均週３回）			

令和●年●月●日

上記のとおり、報告いたします。

団体住所：　広川町大字●●●番地●

団体名：　NPO法人　ひろかわこども食堂　（例）

代表者の役職・氏名：　代表　●●　●●

令和●年●月●日

監査の結果、上記の報告に相違ないことを認めます。

監事：　●●　●●

４－７.追加支援記録簿（参考様式）

（参考様式）

記入例

追加支援記録簿

実施日	R●.●.●
実施時間	10：00～11：00

【活動写真】　※実施日が分かる日付を入れたボードなどを一緒に入れてください

写真

参加児童数	15　　人	支援実施者	ひろかわ　たろう ひろかわ　まちこ 他●人
追加支援メニュー	□学習支援	□体験機会の提供	□長期休暇期間中の活動
活動内容	☑学校の宿題のサポート	□農業・収穫体験	
	☑用意したプリント学習	□文化・芸術・工作体験	
	□読書・お絵かき	□自然・野外活動体験	
	□検定対策	□職業体験	
	□その他（具体的な内容を記載してください↓）		
実施者コメント	今日は算数の宿題が難しいと言う子が多かったので、マンツーマンでじっくり教えました。みんな集中して取り組んでいました。		

記録者	ひろかわ　まちこ

【５】 Ｑ＆Ａ（よくある質問）

Q1. 団体を設立したばかりですが、申請は可能ですか。

A：可能です。町内に活動拠点を有する 2 人以上の団体で、代表者や規約等が定められており、適切に事業を実施・会計処理できる体制があれば、新規団体でも「開設補助金」「運営補助金」等の対象となります。

Q2. こども食堂をするとき、参加費をもらってもよいですか。

A：可能です。ただし、食事の提供等に係る実費等の低廉なもの（原則無料または数百円程度）に限ります。営利目的の活動は対象外となります。

Q3. 事業費が補助限度額を超えてしまう場合でも申請できますか。

A：申請可能です。ただし、補助金の交付額は「補助限度額」または「実支出額等」の少ない方の額となるため、限度額を超える経費については団体の自己負担となります。

Q4. 参加費や寄付金等の収入がある場合、補助金額はどうなりますか。

A：本補助金は、①「補助対象経費の実支出額」と「補助限度額」を比較して少ない方の額と、②「補助対象事業の総事業費」から「寄附金等の収入額を控除した額」を比較し、最終的にいずれか少ない方の額を交付します。収入は事業に要した経費から控除して計算してください。

【お問い合わせ・書類提出先】
広川町役場 子ども課 こどもまんなか係（本庁舎 2 階）
〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1
電話：0943-32-1194 / FAX：0943-32-4287
メール：kosodate@town.hirokawa.lg.jp